白岳中だより　夏休み(令和４年７月 20 日)

学校教育目標「夢や目標に向かって粘り強く頑張る生徒を育てる」

白岳中HP
QRコード

夏休み，大丈夫ですか？　お子様のネットトラブル

子供たちにとって，待望の夏休みが始まります。コロナ禍であり，猛暑による熱中症の危険度も増していますが，くれぐれも体調に気をつけながら，計画を立てて実行することで，有意義な夏休みになることを願っています。

さて，全国はもとより，広島県の中学校でも，SNS（LINE，インスタグラム，ツイッター，フェイスブックなど）のトラブルに生徒が巻き込まれるケースが急増しています。そのことに保護者が全く気づかず，いつのまにか取り返しのつかないことになってしまうことが多いようです。また，時に，本人に全くその意図はないことだけど，結果的に犯罪の加害者になり，警察等を巻き込んで将来に向けて大きな代償を背負ってしまうケースも少なくありません。

今回は，そのことについて，夏休み号としてお知らせします。

ケース１（加害者になる場合）

LINE 等で，特定の生徒の悪口を書き込むグループを作る，もしくはそのグループに友達を誘う

書き込みの内容が，相手を傷つけたり，他者に不愉快な思いをさせたりする場合や，誹謗･中傷と思える内容だった場合は，名誉毀損罪や侮辱罪に問われることがあります。最近，こうした事案が急増していることから，令和４年７月７日に法律が改正され，厳罰化されています。(1 年以下の懲役・禁錮と 30 万円以下の罰金　時効を１年間から３年間に延長)「ネットいじめ」として，法的な責任を追及されることもあります。発信者が分からなくても，民事上の責任を追及するため，権利侵害(ネット上の人権侵害)に基づくプロバイダ責任制限法の発信者情報開示請求が行われ，発信者が特定され，処罰されます。

ケース２（加害者になる場合）

相手の承諾を得ないで，写真や動画をアップする

持ち歩いていたスマートフォン等で友達の写真や動画を撮ったところ，面白いものが撮れたので，インスタグラムなどを介してインターネット上に公開したりすることです。この行為は，肖像権の侵害にもなります。

画像や動画の電子データは，コピーすると全く同じものが際限なく増えてしまうため，一度公開されると，削除しても別の人がコピーしたデータを次々とアップ（拡散）してしまうことがあります。

盗撮の場合は，これに加えて迷惑防止条例等にかかることもあります。

ケース３（被害者になる場合）

突然消える子どもたち

SNS でつながった相手と会うために，突然自宅からいなくなってしまう子供たちが増えています。多くの場合，何の前触れもなく，まさに突然消えてしまうため，探す手がかりさえつかめないことが多いそうです。どちらかというと，真面目でおとなしい子供に多いようで，性被害に遭ったり，最悪の場合は命を奪われたりする事件も発生しています。

発見された子供に事情を聞くと，「自分と同じ中学２年の女子ということだったけど，会ってみたら中高年の男性だった。」とか，「SNS のやりとりで，とても優しく話を聴いて共感してくれたから，安心して会った。」「『住所を知っている。』と脅された。」ということが多いようです。

子供たちを守るために

以上３つのケースに共通していえることは，決して珍しくないことで，どこの学校にでも起こりうる，ということです。また，これらのケース以外にも，子供たちの間では，多くのネットトラブルや SNS トラブルが起きています。

このようなトラブルから子供たちを守るために，各家庭で次のことをお願いします。

１　使用時間や使い方のルールをつくる

２　使用内容を，いつでも保護者が確認する

持たせた保護者の責任を問われるケースも出ています。子供たちを被害者にも加害者にもしないため，よろしくお願いします。